

申請期間：令和5年3月1日（水）～令和5年12月28日（木）

## 令和5年度 須磨区こどもの居場所づくり



# 立ち上げ応援助成



須磨区内の子どもたちの育ちを支援し、子どもたちが安心して過ごせる「こどもの居場所づくり」に取り組む地域団体やボランティアグループ等の立ち上げや既存の活動が充実するよう支援するための助成を行います。

### ◆助成要件

助成の対象となる活動	年間を通じて定期的に3回以上、1回あたり1時間以上実施する、次のいずれかに該当する活動 (1) 食事を調理し、提供する活動 但し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、食事を調理して提供することが困難な場合には、調理を伴わない食事（弁当等既成品）の提供も可とする (2) 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために自主学習を支援する活動 (3) その他、子どもたちが団らんなどを通して安心して過ごせる活動
助成対象団体	(1) 須磨区内で活動する3名以上で構成された団体 (2) 社会福祉を目的とした活動を行っており、規約や運営体制等が整備され主体的な運営がなされている団体 (3) 助成金申請時において、こどもの居場所づくりを実施している団体、もしくは本助成金を交付する年度中に活動の開始を予定している団体 (4) 安全面・衛生面について適切な配慮がなされ、かつ、子どもたちの情報を適切に管理することができる団体
活動実施期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
助成額	1団体あたり10万円（上限）
助成対象経費	<b>運営経費</b> (1) ボランティアや外部講師の謝金、交通費、研修費（食品衛生責任者養成講習会受講料等） (2) 教材費、食材費、消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、保険料、会場代 <b>備品購入費</b> 机や椅子、デジタルカメラ等、おおむね1年を超えて使用に耐えるもの

※申請の手続きについては裏面をご覧ください。

## ◆申請の手続きについて

申請方法	助成申請書(様式1)、予算書(様式2)、団体名簿(様式3)に必要な事項を記入の上、助成金の振込先(※)として指定する金融機関の通帳の写しとともに、本会へご提出下さい。※原則、団体名義の口座とする
申請書類	3月1日(水)以降、本会窓口での配布、ホームページからダウンロードできます。 本会ホームページ <a href="https://www.suma-shakyo.or.jp/">https://www.suma-shakyo.or.jp/</a>
申請期間	令和5年3月1日(水) ~ 12月28日(木) ※必着
助成決定・送金	(1) 提出された申請内容を審査の上、助成決定通知書の送付により審査結果を通知します。 (2) 助成決定の場合は、指定のあった口座へ助成金を送金します。

## ◆報告・精算の手続きについて

報告・精算	(1) 当該年度の活動を終了後、すみやかに実績報告書兼精算書(様式5)、収支決算書(様式6)に必要な事項を記入の上、領収書(写し)、実施状況のわかる写真(2,3枚)とともに、本会へご提出下さい。※郵送も可 (2) 個人のポイントカードやクレジットカード利用してポイント加算をしている領収書は、対象外です。 (3) 申請額よりも活動実績額が下回り、精算額が生じる場合は、本会が指定する口座に精算額をご返金ください。
報告書類	本会窓口での配布、ホームページからダウンロードできます。 本会ホームページ <a href="https://www.suma-shakyo.or.jp/">https://www.suma-shakyo.or.jp/</a>
報告期限	令和6年4月5日(金)まで ※必着
助成金の返還 (全額もしくは一部)	(1) 助成金を指定された活動以外に使用した場合 (2) 助成金の申請または報告に不正または虚偽の事項が判明した場合 (3) その他、本会が不相当と認めた場合



須磨区マスコットキャラクター

すまぼう

©2014 神戸市 No.22-022

### 【問合せ先】

社会福祉法人 神戸市須磨区社会福祉協議会

神戸市須磨区大黒町4丁目1-1 須磨区役所3階

TEL: 731-4341 (内線318・319)

FAX: 733-2533

E-mail: [apply@suma-shakyo.or.jp](mailto:apply@suma-shakyo.or.jp)